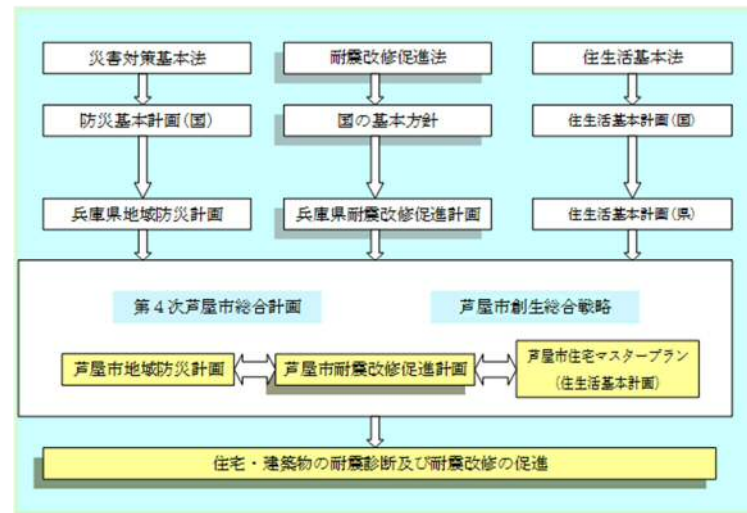


# 芦屋市耐震改修促進計画（改定の概要）

## 1 改定の趣旨及び計画の位置づけ

当初計画をもとに耐震診断及び耐震改修を促進するための施策を進めてきたが、国の基本方針の改正、平成27年度中に予定されている兵庫県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）の改定及び本市の施策の進捗状況を勘案し、当初計画を改定する。

改定後の計画は、耐震改修促進法第6条第1項の規定により、県計画に基づき、本市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として策定する。



○本計画の位置づけ

## 2 計画期間

上位計画である県計画の計画終期が平成27年度から平成37年度に改められることに合わせて、市計画の計画終期も平成27年度から平成37年度に改める。

なお、計画期間の13年目にあたる平成32年度に、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を勘案し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

## 3 住宅・建築物の耐震化の目標及び促進を図るための施策

### (1) 住宅・建築物の耐震化の目標

住宅及び多数利用建築物の耐震化の目標を平成37年度までに98%以上とする。なお、公共建築物の耐震化の目標は、平成32年度までに100%とする。

### (2) 住宅の耐震化の促進を図るための支援策

更に耐震化を促進するため、支援策の拡充を行う。

- ① 簡易耐震診断の**無料化**（現行は申請者の1割負担）
- ② 住宅耐震改修促進事業の**拡充**

計画策定	一戸建て住宅	芦屋市		兵庫県(参考)
		計画策定費の7/30を補助 (7万円を上限とする) ※新規	計画策定費の2/3を補助 (20万円を上限とする)	
改修工事	共同住宅	計画策定費の7/30を補助 (4万円/戸を上限とする) ※新設	計画策定費の2/3を補助 (12万円/戸を上限とする)	
	一戸建て住宅	対象工事費が300万円以上の場合 定額50万円 対象工事費が300万円未満の場合は段階的に減額される。 ※拡充 (現行30万円)	対象工事費の1/3を補助 (100万円を上限とする)	
建替え工事	共同住宅	対象工事費の1/4を補助 (20万円/戸を上限とする) ※拡充 (現行10万円/戸)	対象工事費の1/2を補助 (40万円/戸を上限とする)	
	一戸建て住宅	定額 100万円/戸 ※新規		
防災ベッド	一戸建て住宅	定額 10万円/台 ※新規		

※上記制度は、市及び県それぞれを併せて活用できる。

### (3) 多数利用建築物等の耐震化の促進

兵庫県の支援制度の拡充の際には、必要に応じて市の支援策の改定を行う。

### (4) リフォーム補助との連携

分譲共同住宅共用部分バリアフリー化助成等と耐震改修が連携できる仕組みを構築することで、既存の住宅ストックがより効果的に改良されるよう誘導する。

### (5) その他の地震時における建築物等の安全対策

- ① 天井脱落対策※  
既存の建築物について定期報告制度による状況把握を行い、建築物の所有者等に新たな基準の周知を行うとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう指導する。
- ② エレベーター等の安全対策※  
エレベーターやエスカレーターが設置された建築物の所有者等に、建築基準法の定期検査などの機会を活用して、地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保を図るよう指導する。  
※建築基準法の改正に伴う措置

### (6) 「総合計画後期基本計画」・「芦屋市創生総合戦略」におけるその他施策との連携

「住み続けたいまち・住んでみたいまち・芦屋」の魅力を更に高めるさまざまな施策と効果的に結びつくことで、災害に強い良質な住宅ストックの維持を図る。

## 4 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

### (1) 相談体制の拡充

耐震診断及び耐震改修の実施を希望する市民の相談に対応するため、相談窓口を開設する。また、高経年マンションについては、改修や建替え等を一体的な施策として取り組む中で、マンション管理組合等を対象としたセミナーの開催や個別相談等により、関係者との関わりを深め、良質な住宅ストックを維持するために最善の方向へ誘導する。

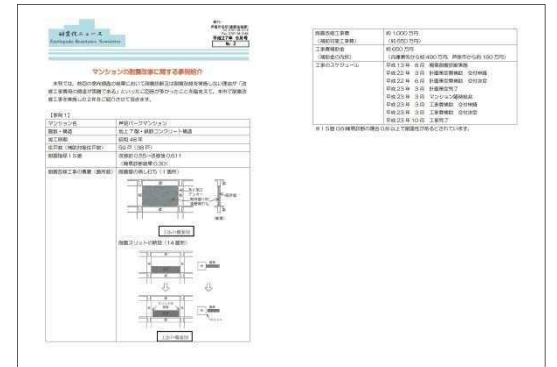
### (2) 情報の提供及び発信

一戸建て住宅の耐震改修及び建替えその他の耐震化を促進するため、案内文書などの送付及びセミナー等の実施など周知、啓発に取り組む。また、マンションの耐震改修を更に促進するため、管理組合などに対する意向調査や耐震化に関する積極的な情報発信を行う。

なお、事業の進捗状況を勘案して、戸別訪問などの草の根意識啓発を検討・実施する。



○耐震化セミナーの開催



○耐震化ニュースの発行

## 5 耐震改修促進法による指導等について

### 耐震診断が義務付けられた建築物への対応

耐震診断と結果報告が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物等については診断結果の公表を行い、耐震改修等が必要な場合は、必要に応じて指導及び助言等を行う。（民間3件、市有5件）